子宮頸がん予防ワクチン(HPV ワクチン)の副反応について 〜被接種者等の不安への対応と副反応への対処〜

日本産婦人科医会がん対策委員会 平成 25 年 6 月

はじめに

平成25年4月1日から子宮頸がん予防ワクチン(HPV ワクチン)が定期接種化されました。 比較的新しいワクチンであり、マスコミの副反応報道等の影響により、接種について不安を抱 える被接種者や保護者がいます。

われわれ産婦人科医師には、子宮頸がん予防のための検診とワクチンの重要性を伝えていく 責任があります。医会会員の皆様には、正確な知識・情報を持って、従来どおり医学的視点か らその有効性および安全性等をご理解いただき、被接種者・保護者への説明をお願いいたしま す。

なお、厚生労働省からの通知や関連する必要書式、感染症・予防接種情報などはホームページ (http://www.mhlw.go.jp/) をご参照ください。また、子宮頸がん征圧をめざす専門家会議のホームページ (http://www.cczeropro.jp/) にはセミナー等の情報が掲載されていますので参考にしてください。

厚生労働省健康局長よりの HPV ワクチンの定期接種の対応について (勧告)

6月14日に開催された平成25年度第2回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応 検討部会において、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がヒトパピローマウイ ルス様粒子ワクチン(HPV ワクチン)接種後に特異的に見られたことから、厚生労働省は同 副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種 を積極的に勧奨すべきではないと各都道府県知事宛てに勧告を発出した。以下にその要旨をま とめる。

ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について (勧告) (平成 25 年 6 月 14 日 健発 0614 第 1 号より抜粋)

- 自治体は積極的な勧奨とならないよう留意する。
- 定期接種を中止するものではなく、希望者が定期接種を受けることができるよう接種機会を確保する。
- 接種する場合は、積極的な勧奨を行っていないことを伝えるとともに、ワクチンの有効性および安全性等について十分説明する。
- 副反応症例の速やかな調査を行い、評価し、積極的な勧奨の再開の是非を判断する予定である。

HPV ワクチンの接種にあたって

厚生労働省の予防接種予診票(様式第三)には、「医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や目的、重篤な副反応の可能性、予防接種健康被害救済制度などについて理解した上で、接種することに同意します。」とある。予診票に同封されている自治体作成の保護者向け説明書に基づき、効果・目的、副反応等の説明を行う。

被接種者への説明ポイント

- 1. 子宮頸がんのおよそ 70%の予防が期待できる。しかし HPV ワクチン接種を受けた女性で も 16 型、18 型以外の発がん性 HPV に感染するリスクがある。
- 2. 子宮頸がんやその前駆病変、既存の HPV 感染に対する治療効果はない。
- 3. HPV ワクチン接種後も子宮頸がん検診をうける必要がある。
- 4. HPV ワクチン接種前に HPV-DNA 検査は原則として行う必要はない。HPV 抗体の測定は 臨床的に行われていない。

(Office Gynecology のための婦人科腫瘍関連マニュアル (日本産婦人科医会 H23.12 発行) より抜粋)

- ●副反応等に関する被接種者への対応については、以下の資料を参考にする。
 - 別紙1 子宮頸がん予防ワクチンの接種を受ける皆さまへ(H25.6 厚生労働省) http://www.mhlw.go.jp/bunva/kenkou/kekkaku-kansenshou28/pdf/leaflet h25 6 01.pdf
 - 別紙 2 子宮頸がん予防ワクチン (HPV ワクチン) 副反応報道について (H25.4.9 日本 産婦人科医会) http://www.jaog.or.jp/medical/ikai/project04/cancer_20130409.pdf
 - 別紙3 子宮頸がん予防ワクチン(HPV ワクチン)定期接種の促進に関する考え方(H25.4.3 日本産婦人科医会他7団体) http://www.cczeropro.jp/assets/files/2013.4.3.pdf

被接種者へのアドバイス~どうしようかと悩まれている方へ

- 1. 既定通りワクチン接種をすでに完了された方は、特に心配することはありません。
- 2. 1回または2回の接種が終了し、今後も継続しようと考えられている方は、あらためてワクチンの説明を受けられた上、接種を続けてください。
- 3. 1回または2回の接種が終了し、今後の接種を迷っている方は、担当医と相談することを お勧めします。<u>なお、接種間隔が延びたとしても、多くの場合3回接種することによって</u> 十分な効果が期待できます。
- 4. 現状ではワクチン接種を行わないと考えられている方は、国の積極的勧奨が再開してからあらためて接種の是非をご検討ください。
- ワクチン接種後に、万一、体の不調や心配があるときには、まずは医療機関へ、あるいは 自治体担当課窓口にご相談ください。

予防接種後健康被害救済制度

厚生労働省のホームページにあるチラシを利用。検索キーワード「予防接種」「救済」。

副反応と考えられる症状が出現した時の対応

定期予防接種の実施主体である<u>市区町村の予防接種担当課</u>に問合せをする。被接種者の症状によっては、適切なタイミングで専門科への紹介を行う。